

国立大学法人電気通信大学テニユア・トラック制に関する規程

平成22年 7月21日

改正

平成25年 3月22日

平成25年 9月25日

平成26年 3月25日

平成28年 3月23日

平成30年12月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）におけるテニユア・トラック制に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 テニユア・トラック制は、本学に採用する若手の教育研究職員（以下「教員」という。）に対し、テニユア獲得に向けてのインセンティブを与えることにより、当該教員の教育研究に対する意欲を高め、優れた教育研究を行う能力及びその資質の向上を図り、もって本学における教育研究の充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) テニユア

定年制適用教員としての身分をいう。

(2) テニユア・トラック制

テニユア・トラック期間満了時までにはテニユアの獲得に係る審査を行い、可とされた教員についてテニユアを付与する制度（テニユアの付与が不可となった場合は、テニユア・トラック期間満了をもって労働契約期間が終了する制度）をいう。

(3) テニユア・トラック期間

テニユア・トラック教員として採用されてからテニユアを獲得するまでの期間（テニユアを獲得できなかった場合は、当該任期が満了するまでの期間）をいう。

(4) テニユア・トラック教員

テニユア・トラック制の職に採用された教員をいう。

(5) テニユア中間評価

テニユア・トラック教員の採用後3年目にそれまでの教育研究活動、教育研究の成果について評価を行い、今後の展開について指導・助言を与えることをいう。

(6) テニユア審査

テニユア・トラック教員の採用後5年目に本学における教育研究活動の実績を厳正に評価し、本学のテニユア教員として採用するための資格審査をいう。

(テニユア・トラック教員の区分)

第4条 本学のテニユア・トラック教員は、次のとおり区分する。

(1) テニユア・トラック准教授

本学の教員のポストを活用して、准教授として採用するテニユア・トラック教員をいう。

(2) テニユア・トラック助教

本学の教員のポストを活用して、助教として採用するテニユア・トラック教員をいう。

2 前項のテニユア・トラック教員に関し必要な事項は、別に定める。

(テニユア・トラック期間)

第5条 テニユア・トラック期間は、5年以内とする。

(テニユア中間評価及びテニユア審査)

第6条 テニユア・トラック教員は、テニユア中間評価及びテニユア審査を受けるものとする。

2 テニユア中間評価及びテニユア審査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(テニユアが獲得できなかった場合の取扱い)

第7条 テニユア審査で不可とされた教員は、テニユア・トラック期間の満了をもって退職するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、テニユア審査で不可とされた教員から、転出準備等のための当初の労働契約期間を超えて契約を更新したい旨の申し出があつた場合には、2年を限度としてこれを更新することができるものとし、当該更新した期間の満了をもって退職するものとする。

(期間の定めのない労働契約への転換の取扱い)

第7条の2 前条の規定は、次の各号に定めるテニユア・トラック教員については「退職」とあるのを「解雇」と読み替えて適用するものとする。

一 テニユア・トラック期間又は前条第2項の規定により更新された労働契約期間において、労働契約法第18条第1項の規定に基づき当該期間のうちいずれかの期間が満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約となる者

二 労働契約法第18条第1項の規定に基づき現に労務が提供される期間の定めのない労働契約が成立している者

(メンター教員)

第8条 テニユア・トラック教員に対する教育研究及びテニユア取得に関する指導・助言を行うため、各テニユア・トラック教員にメンター教員を配置する。

2 メンター教員は、教育研究の経験、実績が豊富な本学の教育研究職員をもって充てる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、テニユア・トラック制に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 本規程の施行日の前日において、すでにテニユア・トラック教員として在職している者に係る第3条第5号及び第6号の適用については、同条第5号中「採用後2年目」とあるのは「採用後3年目」と、同条第6号中「採用後4年目」とあるのは「採用後5年目」とする。
- 3 本規程の施行日の前日において、すでにテニユア・トラック教員として在職している者に係る第5条の適用については、同条中「4年以内」とあるのは「5年以内」とする。
- 4 本規程の施行日の前日において、すでにテニユア・トラック教員として在職している者に係る第7条の適用については、同条中「1年を限度」とあるのは「2年を限度」とする。

附 則

この規程は、平成25年9月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日から平成26年4月1日までの間にテニユア・トラック教員として採用された者から、別に定める期日までにテニユア・トラック期間に関する申出があった場合に係る第3条第5号及び第6号の適用については、同条第5号中「採用後3年目」とあるのは「採用後2年目」と、同条第6号中「採用後5年目」とあるのは「採用後4年目」と、第5条の適用については、同条中「5年以内」とあるのは「4年以内」と、第7条の適用については、同条中「2年を限度」とあるのは「1年を限度」とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月19日から施行する。